

事業名：高齢者インフルエンザ予防接種経費

保健センター 管理係

政策	03 安心を感じる保健・医療・福祉の充実								
施策	02 健康づくりの推進								
基本事業	01 疾病の早期発見、早期治療及び予防の促進								
開始年度	平成13年度	終了年度	—	実施計画 事業認定	非対象	会計区分	一般会計	補助金	

事務事業の目的と成果

対象（誰、何に対して事業を行うのか）

・65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいのある方（障がい等級1級又はそれに準じる方）

手段（事務事業の内容、やり方）

接種期間、接種料金を決定し、ポスター・広報等により市民周知。
接種該当者で接種を希望する人は、医療機関に予約し接種を受け、市は医療機関からの請求に基づき委託料を支払う。

意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）

予防接種の必要性を理解し、ワクチンを接種することでインフルエンザの発病及び重症化防止（予防）が図られる。

指標・事業費の推移

区分		単位	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度当初
対象指標1	65歳以上の高齢者数(10月1日現在)	人	27,827	28,949	30,240	30,240
対象指標2	60歳以上65歳未満の内部1級障がい者の人数	人	101	94	94	88
活動指標1	広報等市民周知回数	回	5	5	5	5
活動指標2	ポスター配布枚数	枚	200	200	200	—
成果指標1	65歳以上の高齢者の接種率	%	48.8	47.8	47.4	50.1
成果指標2	60歳以上65歳未満の内部1級障がい者の接種率	%	54.5	66	53.2	—
事業費(A)		千円	28,969	29,662	31,851	33,766
正職員人件費(B)		千円	3,210	3,206	3,125	3,130
総事業費(A+B)		千円	32,179	32,868	34,976	36,896

	事業内容（主なもの）	費用内訳（主なもの）
25年度	予防接種法に基づく、高齢者等に対するインフルエンザワクチン接種	接種委託料等 31,726千円 事務費 125千円

事業を取り巻く環境変化	
事業開始背景	
高齢者がインフルエンザに罹患した場合の肺炎併発、死亡が社会問題化し、発病防止や重症化防止に有効な予防接種を促進するため平成13年度に予防接種法が改正された。インフルエンザは二類疾病に位置づけられ、市町村は予防接種を実施することとなり事業開始。	
事業を取り巻く環境変化	
高齢者人口の増加に伴い、接種対象者数が増加傾向にある。	

平成25年度の実績による担当課の評価（平成26年度7月時点）	
(1) 税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？	
妥当である 妥当性が低い	理由根拠 予防接種法第2条に規定するB類疾病であるインフルエンザのうち、政令で定められた高齢者等に対する予防接種については、市町村長が実施しなければならない。
(2) 上位の基本事業への貢献度は大きいですか？	
貢献度大きい 貢献度ふつう 貢献度小さい 基礎的事務事業	理由根拠 予防接種による高齢者等のインフルエンザの発病や重症化の低減は、疾病の早期治療、予防に大きく貢献している。厚労省設置の検討会において、予防接種を受けなかったケースを「1」とすると、老人施設入所者の場合、予防接種を受けることにより、死亡の危険は「0.2」、入院の危険は「0.4～0.5」、発病の危険は「0.6～0.7」に低減することが報告されている。
(3) 計画どおりに成果は上がっていますか？計画どおりに成果がでている理由、でていない理由は何ですか？	
上がっている どちらかといえば上がっている 上がらない	理由根拠 住民回覧や広報等で注意喚起を行ったものの、市周辺地域でのインフルエンザの大きな流行もなく、市民の関心が高まらなかったことから、接種が思うように進まず接種率が若干落ち込んだ。
(4) 成果が向上する余地（可能性）がありますか？その理由は何ですか？	
成果向上余地 大 成果向上余地 中 成果向上余地 小・なし	理由根拠 自己負担額があることから、接種者の大幅な増加は望めない。
(5) 現状の成果を落とさずにコスト（予算+所要時間）を削減する方法はありませんか？	
ある なし	理由根拠 今以上の自己負担増額は、接種率の低下を招く恐れがある。